

白岡町自治基本条例町民推進会議の運営等に関する確認事項（案）

1 会議の運営

- (1) 各委員は、会議に臨むに当たっては、次の事項を原則とします。
 - ア 自由な発言を最大限に尊重します。
 - イ 特定の個人や団体の批判中傷は行いません。
 - ウ 発言は要点を整理し、簡潔に行います。
 - エ 会議の進行役は、発言が偏らないよう公平に意見を求める運営に配慮します。
- (2) 意見集約の方法については、次の事項を原則とします。
 - ア 少数意見も尊重します。
 - イ 決定は全員合意を原則としますが、やむを得ないときは両論併記とします。
 - ウ 一度出た結論については、原則として再度議題とはしないものとします。ただし、会長が特に必要と認めた場合は、会に諮った上で再度議論することができます。

2 会議の記録

- (1) 会議録（概要 要点記録）は、事務局が作成を行い、当該会議の次の会議で確認します。
- (2) 会議録には、発言者の氏名を記載します（ホームページで公開する場合は除きます。 ）。
- (3) 会議録及び会議の配布資料については、ホームページ等で公開します。

3 会議の公開

- (1) 会議は、原則公開とし、次のとおり行います。
 - ア 会議の公開は、会長が会議の傍聴を希望する者に、許可することにより行います。
 - イ 会議の傍聴者の定員は、20人程度とします。
 - ウ 傍聴者の決定は当日受付の先着順（会議資料を用意）とします。
- (2) 傍聴することができない者は、次のとおりです。
 - ア 酒気を帯びていると認められる者
 - イ 貼り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
 - ウ 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類又は拡声器を携帯している者
 - エ その他会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者
- (3) 傍聴者は、会議を主宰する会長又は会長を補助する事務局職員の指示に従うとともに、次の事項を守らなければいけません。
 - ア 会議の会場における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
 - イ 会議の会場において発言しないこと。
 - ウ みだりに傍聴席を離れないこと。
 - エ 飲食又は喫煙をしないこと。
 - オ 会議の会場において、撮影、録音その他これらに類する行為をしないこと。ただし、会長が承認した行為については、この限りでない。
 - カ 前各号に定めるもののほか、会議の会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。